

令和7年度  
第2回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和8年1月29日（木）

午後2時00分～3時00分

場所：太子町役場議会棟2階 常任委員会室

太子町生活福祉部町民課

## 令和7年度第2回太子町国民健康保険運営協議会 会議録（要点記録）

### 1. 協議会の開催日時及び場所

月日：令和8年1月29日（木）

開会：午後2時00分

閉会：午後3時00分

場所：太子町役場議会棟2階 常任委員会室

### 2. 報告・審議事項

①令和7年度国民健康保険事業報告について

②令和8年度太子町国民健康保険税の税率等の改正（案）について ※審議事項

③令和8年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について ※審議事項

### 3. 委員の出席・欠席者

出席委員：山本 順久、玉田 晶久、上岡 路明、龍田 孝夫、福田 幸代、宮中 真智子

欠席委員：無

### 4. 事務局

副町長 榮藤 雅雄、生活福祉部長 藏屋 一彦

町民課長 溝端 朋代、副課長 八木 幸司

さわやか健康課 課長 谷口 美香、係長 山口 真奈

### 5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

(別紙) 協議会経過及び結果

1. 開 会

2. 副町長あいさつ 榮藤副町長

3. 会議録署名委員の指名 会長が龍田委員と福田委員を指名

4. 報告・審議事項

①令和7年度国民健康保険事業報告について 【報告事項】

②令和8年度太子町国民健康保険税の税率等の改正(案)について 【審議事項】

③令和8年度太子町国民健康保険特別会計予算(案)について 【審議事項】

事務局：次第4.①②③について説明

会 長：先ほどの説明について、何か質疑等がございましたら発言をお願いします。

玉田委員： 国民健康保険事業報告のP6の(3)受診率向上に向けた取り組みのところで、昨年までは特定健診の受診券を送付するときに受診の勧奨というのを行ったという記載がありましたが、今年は2回の勧奨はがきを送ったという説明がありましたが、引き続き来年度も同じやり方で2回勧奨はがきを送る予定で理解してよろしいですか。

谷口課長： その予定です。

玉田委員： P7一番上の表で令和7年度の糖尿病性腎症重症化予防とか生活習慣病重症化予防の数字で、生活習慣病重症化予防での経年変化を見てみると、令和5年が52、令和6年が45、令和7年度で25と相当減っていますが、これは何か努力の結果があったということがあれば教えていただきたいです。

谷口課長： 生活習慣病重症化予防の対象者が減ってきていることは良いことで、医療に繋がって対象から外れる方もいらっしゃいますし、対象者の健診結果に改善が見られて外れている方もいますが、ほぼ医療に繋がって、対象者が減ってきているという状況でございます。

玉田委員： 町から働きかけによるのか、町民の努力によるのか、どのように理解しているのでしょうか。

谷口課長： 町からの働きかけは行っております。対象者を調べまして、訪問に行ったりとか、お会いできない場合はお電話をしたりとかで、対象の方には医療への受診勧奨という形で働きかけをしております。

玉田委員： 令和8年度から子育て支援金制度が始まり、今日も資料が配付されていますが、住民さんへのPR や子育て支援制度が始まったから国保税が上がるなど、制度の浸透度がわかれば教えていただきたい。

溝端課長： 子ども子育て支援金制度の広報につきましては、まだ、保険税の税率も決まっておきませんので、保険税に関しては具体的に広報はしておりませんが、来年度からは子ども・子育て支援金分の追加がありますので、保険税の納付通知書などにリーフレットを同封して発送する予定としております。また、保険税の改正が決まりましたら、ホームページにも詳しい内容を載せて皆さんにわかりやすいように周知していきたいと考えております。

玉田委員： 今回配付された資料は、町民の方には行っているのでしょうか。

溝端課長： 子ども家庭庁の資料になりますので、国保としては配布しておりません。支援金の賦課に関しては各保険者となり、町民課では国保と後期高齢者がありますので、それぞれのホームページなどで周知していきたいと思っております。

玉田委員： P11 歳入の一般会計からの繰入金については、議会でも繰入金を多く入れることはできないのかとの質問には、繰入金の額は決まっている旨の答弁がありましたが、どのような算式で一般会計からの繰入金が決まっているのか、教えていただきたい。

八木副課長： 一般会計からの繰入金につきましては、追加配付の資料に説明がありまして、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分は、低所得者の均等割額・平等割額を7割・5割・2割軽減で税収が低くなった分を県3/4、町1/4の負担で繰入れます。保険基盤安定繰入金の保険者支援分は、低所得者を多く抱える市町保険者の財政安定化を図るために国1/2、県1/4、町1/4の負担で繰入れます。未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児の均等割額の5割の軽減分を国1/2、県1/4、町1/4の負担で繰入れます。職員給与費等繰入金は、国保事業に関わる職員の人件費や事務費等を繰入れます。産前産後保険税繰入金は、出産した方の産前産後の期間(4カ月)の均等割額と所得割額の軽減分を国1/2、県1/4、町1/4の負担で繰入れます。財政安定化支援事業繰出金は、交付税算入された額(4/5)と町1/5の負担で繰入れます。

玉田委員： 基金からの繰入金についてですが、現在の基金がP3では残高の見込で2億4,593万931円となっています。今までの説明では、基金は概ね2億ぐらいいは積んでおきたいということですが、2億だとしたら4,593万程度は繰入れることができると考えていいですか。

溝端課長： 資料の額は7年度の補正予算時点での額で、基金の額が増える状況となっていますが、令和6年度は3,800万ほど取り崩しており、単年度の収支に左右され

る状況となっています。安定した運営のためにも9年度に向けて2億程度は保有しておきたいと考えております。

玉田委員： 一般会計からの繰入金が決まっていますが、基金からの繰入についての決まりはありますか。

溝端課長： 町長の裁量になりますが、9年度以降は基本的に基金の取り崩しが無い状況での運営を見込んでおり、税率を下げるために繰入れることは考えておりません。

会 長： 他に何か質問はございませんでしょうか。

ご意見が無いようですので、本日の審議事項であります「令和8年度太子町国民健康保険税の税率等の改正（案）について」及び「令和8年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について」につきましては、当協議会として「承認」とさせていただきます。ご承認いただける委員は挙手をお願いします。

会 長： 承認多数ということで、当協議会として「承認」とさせていただきます。今後も、引き続き健全な国保事業運営をお願いしたいと思います。

会 長： 続いて、次第5.その他について、事務局よりお願いします。

5.その他 事務局より事務連絡

6.閉 会

この会議録が真正であることをここに署名する。

令和8年2月16日

署名委員

龍 田 孝 夫

署名委員

福 田 孝 代